

## 岸和田市地域公共交通協議会について

### ■設置目的

#### 【経緯】

○岸和田市の公共交通のあり方に関する提言書

岸和田市公共交通検討委員会  
(岸和田市附属機関)

⇒  
移行

岸和田市地域公共交通協議会  
(法令に基づく組織体)

#### 【法令上の位置づけ】

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律 第 59 号）
- 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令 第 75 号）
- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付 国総計第 97 号など）
- 都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日付 国都外第 77 号）

#### 【役割】

交通計画に関する検討・連絡調整 ⇄ コミュニティ交通等の乗合運送に関する関係者間の協議調整

### ■岸和田市地域公共交通協議会の構成

#### 【委員構成】

- 1号 岸和田市長又はその指名する者
- 2号 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- 3号 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- 4号 道路管理者又はその指名する者
- 5号 公安委員会の長又はその指名する者
- 6号 住民又は旅客
- 7号 学識経験者その他交通協議会が必要と認める者
- 8号 大阪運輸支局長又はその指名する者
- 9号 関係行政機関の職員
- 10号 その他岸和田市長が必要と認める者

#### 【運営方法など】

岸和田市地域公共交通協議会			
会議構成 (構成員)	全体会議 (委員全員)	分科会 (会長が指名)	幹事会 (規程で定める)
役割	●予算/決算の承認 ●分科会への特定議事委任 及び総括	●特定議題の検討 ●全体会議への報告	●組織運営の事務手続き ●取組みに有効な事業制度 の検討
開催頻度	3～4回/年(当面)	必要に応じて開催	原則 1回/年
その他	●事務局：岸和田市まちづくり推進部 ●透明性の確保：会議録及び会議資料を原則公開、会議傍聴機会の確保 ●財源：岸和田市からの負担金、補助金、繰越金及びその他の収入 ●報酬等：会議した会議の報酬および費用弁償を支給する者の規程		

### ■当面の議題

1. 交通まちづくりアクションプランの策定に関する意見について
  - ① 都市的課題の整理
  - ② 将来の交通体系形成に向けた基本方針の検討
  - ③ 長期的な将来交通体系の検討（概ね 20 年後）
  - ④ 交通まちづくりアクションプランの検討（短・中期的な計画）
2. 地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
3. 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整

## 岸和田市の公共交通のあり方に関する提言書

岸和田市長様

岸和田市公共交通検討委員会

### 1. 目的と背景

公共交通は移動手段として市民の生活を支えているが、需要が少ないためにサービス水準が低くなったり、何度も乗り継ぎをしなければならなかったりといった状況に対して、市民から不便さの解消を求める声があがっている。一方で、高齢社会における日常生活のための移動手段の確保にあたり、公共交通への支援要請が高まっている。そのため、平成 22 年度に岸和田市公共交通検討委員会を設置し、岸和田市全体における公共交通について、課題を把握した上で、将来を見据えた公共交通のあり方や改善策について検討してきた。

### 2. 基本方針

岸和田市公共交通検討委員会では、基本方針を「将来にわたって、みんなが使える公共交通サービスを実現する」とし、将来の生活様式を想定した上で、そのニーズに対応する持続可能な公共交通のあり方の実現に向けた主要な課題を次のとおり設定した。

- 既存路線バスの維持・活性化
- 公共交通空白地域の解消
- 地域との協働による取組みの推進
- 効率的・効果的な施策の実施

### 3. 公共交通の基本的な考え方

市民生活に必要な移動を市外、市内および地区内に区分して、それらのニーズに対応するため、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の連携を強化し、公共交通のネットワークを構築する。

岸和田市外への移動については、JR 阪和線、南海本線の他に山手地区においてバスを中心とした公共交通体系の構築の検討が必要である。

岸和田市内の鉄道駅や大型施設などへの移動については、幹線機能を有する路線バスでの移動を基本とし、それらの路線バスの維持・活性化を図る。また大型施設については、各施設がシャトルバス等を検討することも必要である。

地区内の移動については、需要が少ないため、その需要に対応する乗合タクシーなどの地区が育て、維持する仕組みの検討が必要である。一方で、集約型の移動手段での対応が困難な移動支援については、個別輸送が基本となると考えられる。

### 4. 課題解決のための具体的な取組み

既存路線バスの維持・活性化には、利用者ニーズに合ったサービス改善や施策導入による利用者の確保が必要である。例えば、高齢社会の生活様式に合ったダイヤの見直しや乗り継ぎの改善、あるいはバスマップの作成・配布や IC カード導入による利便性向上など、利用環境の改善を図る必要がある。また、まちづくり、商業、観光、環境、交通安全など他の施策との連携は、市民生活の賑わいととも公共交通利用の活性化につながると思われる。

公共交通空白地域の解消策として、山直北・城東校区において平成 24 年からローズバスの試験運行を二度実施したが、十分な利用を得るに至らなかったことから、多くの人が利用するためのニーズに合ったバスの運行について地域主体で検討しなければならないことが分かった。

地域との協働による取組みとしては、タウンミーティング等により市民の公共交通への関心を高め、地域の公共交通をみんなで育てる意識を醸成し、協働による取組みのための仕組み作りが必要である。

### 5. 公共交通のあり方についての検討方法と進め方

総合計画や都市計画マスタープラン等の上位計画に即したまちづくりを実現するための最も重要な課題として公共交通を位置づけ、その両者を一体的に検討し、様々な世代等から幅広く公平な意見を聞くことが必要である。

具体的な施策等を円滑に検討・実施するためには、運輸局、道路管理者、警察、福祉部局等も会議に参加する地域公共交通会議を設置する必要があると思われる。また、そこでの検討内容を踏まえつつ、市民協働による協議体制を構築し、地域の公共交通は地域が主体となった検討を進める必要がある。